

とっとりふるさと就農舎研修生に対する支援制度

平成23年4月現在

区分	事業名	支援制度	支援対象者	助成額	助成期間	備考
研修期間中	とっとり農業体験事業	滞在経費助成	農業体験者(研修生)	100千円/月	2カ年	
			農業体験者(研修生)の家族	30千円/人/月	2カ年	同伴家族最大2名まで上乗せ助成
		住居家賃助成	農業体験者(研修生)[独身者を除く]	上限50千円/月	2カ年	独身者は、研修施設において共同生活
就農時及び就農後	就農定住円滑化対策事業	就農準備金支給	農業体験事業終了者で就農計画の認定を受けた者	200千円	就農時	
		住宅修繕助成	農業体験事業終了者及び見込者	上限500千円/戸	入居時	助成対象範囲の限定有り
		住宅家賃助成	農業体験事業終了者で就農計画の認定を受けた者	家賃の1/2 (上限27千円)	就農から2カ年	
	就農応援交付金		農業体験事業終了者で就農計画の認定を受けた者	56千円/月	就農から2カ年	
	農地賃借料助成事業		農業体験事業終了者で就農計画の認定を受けた者	農地賃借料 全額	就農から5カ年	
	就農条件整備事業		農業体験事業終了者で就農計画の認定を受けた者	事業費の1/2 (上限4,000千円)	就農から3年以内	営農計画に基づく機械等の整備に助成 県 1/3、市1/6
	就農施設等資金		農業体験事業終了者で就農計画の認定を受けた者	償還12年以内 (最長5年据置)	無利子	営農開始から5年間 機械・施設・資材等の経費貸付け
研就修農中後	就農アドバイザー制度		農業体験者(研修生)及び終了者	研修2年目から就農後2年の3年間、研修生毎にアドバイザーを配置し、アドバイザーに対し月3万円支給		

※就農計画とは5年後の農業所得を概ね300万円以上とする計画。認定は鳥取県が行う。